

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年10月17日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社の連結子会社であるToshiba América do Sul Ltda.に対して訴訟が提起されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 Toshiba América do Sul Ltda.
住所 ブラジル サンパウロ州
代表者 President Luis Carlos Borba

(2) 当該訴訟の提起があった年月日、提起した者の氏名又は名称及び住所並びに当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

番号	年月日	提起した者の氏名又は名称及び住所	当該訴訟の内容	損害賠償請求金額 (ブラジルレアル)
1	2017年8月15日	Luiz Antônio Leal (ブラジル パラナ州)	元従業員による労働訴訟	2,116,000
2	2017年8月24日	José Andrey Cavalcante dos Santos (ブラジル リオデジャネイロ州)	過去に雇用関係にない者による労働訴訟	87,000
3	2017年8月25日	Diógenes Maycon Nogueira (ブラジル パラナ州)	元従業員による労働訴訟	56,000
4	2017年8月28日	Real Energy Ltda (ブラジル ペルナンブーコ州)	サービス手数料の不払いを理由とする民事訴訟	37,000
5	2017年8月31日	ブラジル労働・社会保障省 Ms. Adriana Maria Silva Candeira(Labor Prosecutor) (ブラジル ロンドニア州)	当局からの労働関連訴訟	1,000,000
6	2017年9月1日	Leandro Junio da Silva (ブラジル ミナスジェライス州)	元従業員による労働訴訟	65,000
7	2017年9月6日	Alcemi Bruno (ブラジル サンパウロ州)	元従業員による労働訴訟	113,000
8	2017年9月11日	Joao Vitor Custodio (ブラジル ミナスジェライス州)	元従業員による労働訴訟	70,000
9	2017年9月14日	ブラジル アリケメス市 Mr. Marco Vinícius de A. Espindola(Major Municipality Prosecutor) (ブラジル ロンドニア州)	地方税の不払いを理由とする税務訴訟	105,000
10	2017年9月22日	Vander Carlos Hilário (ブラジル ミナスジェライス州)	元従業員による労働訴訟	9,000

労働訴訟に係る損害賠償請求金額については、当該訴訟の請求内容を踏まえて外部専門家により現実的な係争金額として算定された金額を記載しております。

以上